明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**法務**四一五）　一
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（**同**四一六）　二
○日本国に帰化を許可する件（**同**四一七）　二
○土地家屋調査士法第三条第一項第七号の規定による団体の指定に関する件（**同**四一八）　二
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件（**同**四一九、四二〇）　二
○薬事法施行規則第十二条第一項の登録をした旨を公示する件（**厚生労働**三二七）　四
○薬事法施行規則第十二条第一項の登録事項を変更する届出があった旨を公示する件（**同**三二八）　四
○食品衛生法に基づく登録検査機関の名称の変更の件（**同**三二九）　四
○食品衛生法に基づく登録検査機関の代表者の変更の件（**同**三三〇）　四
○食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の名称の変更の件（**同**三三一）　四
○地すべり防止工事を完了した件（**農林水産**一三三八）　五
○保安林の指定をする件（**同**一三三九）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一三四〇～一三四二）　五
○農薬を登録した件（**同**一三四三、一三四四）　六
○農薬を再登録した件（**同**一三四五）　六
○船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件（**国土交通**九四三）　六
○船舶等型式承認規則第八条の規定に基づき、型式の変更を承認した件（**同**九四四～九四八）　八
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名等を変更した件（**四国地方整備局**七九、八〇）　九
○道路に関する件（**九州地方整備局**九八）　九

〔人事異動〕

内閣　内閣府　消防庁　九

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　一二

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、前払式証票発行者の発行保証金に係る仮配当表、前払式証票発行者の発行保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会、登録包括信用購入あっせん業者の登録の取消し、無縁墳墓等改葬関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二

特殊法人等

独立行政法人理化学研究所関係　三

会社その他　三

告　示

○法務省告示第四百十五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、ニュージーランドを原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年八月十九日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　レイリーン・ジャン・レナード
生年月日　千九百七十八年十二月十五日
国　籍　ニュージーランド

○法務省告示第四百十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十二年八月十九日

法務大臣　千葉　景子

一　指定を受けた者
氏　名　レイリーン・ジャン・レナード
生年月日　千九百七十八年十二月十五日
国　籍　ニュージーランド
原資格国　ニュージーランド
二　指定をした特定外国法
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるもの
連合王国において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第四百十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十二年八月十九日

法務大臣　千葉　景子

住所　大阪市西淀川区姫里３丁目11番33号
文貞愛　昭和48年８月10日生

住所　大阪市東成区中本５丁目８番13号
金順子　昭和21年９月18日生

住所　大阪市城東区鴫野西１丁目５番９号
金輝男　昭和36年９月12日生

住所　大阪市平野区加美正覚寺１丁目22番17号
金明吉　昭和33年９月４日生